

別表第5（第12条関係）

| 種別               | 単位            |                          |             | 金額                              |
|------------------|---------------|--------------------------|-------------|---------------------------------|
| 港湾施設             | 永久構築物         | 年額                       | 1平方メートルにつき  | 500円                            |
| 占用料              | 仮設工作物         | 年額                       | 1平方メートルにつき  | 330円                            |
| （伏木富山港富山地区富岩     | 鉄道及び軌条        | 年額                       | 1メートルにつき    | 330円                            |
| 運河環水緑地に係るものを除く。） | 電柱、電話柱、支柱及び支線 | 年額                       | 1本につき       | 710円                            |
|                  | 鉄塔            | 年額                       | 1基につき       | 1,970円                          |
|                  | 架設・埋設管類       | 口径20センチメートル未満            | 年額 1メートルにつき | 230円                            |
|                  |               | 口径20センチメートル以上30センチメートル未満 | 年額 1メートルにつき | 370円                            |
|                  |               | 口径30センチメートル以上            | 年額 1メートルにつき | 500円                            |
| 港湾施設             | 永久構築物         | 年額                       | 1平方メートルにつき  | 7,300円                          |
| 占用料              | 仮設工作物         | 日額                       | 1平方メートルにつき  | 36円（占用の期間が1月に満たない場合にあつては38円88銭） |
| （伏木富山港富山地区富岩     | 電柱、電話柱、支柱及び支線 | 年額                       | 1本につき       | 1,500円                          |
| 運河環水緑地に係るものに限る。） | 架設・埋設管類       | 口径20センチメートル未満            | 年額 1メートルにつき | 50円                             |
|                  |               | 口径20センチメートル以上            | 年額 1メートルにつき | 80円                             |

## 備考

- 1 魚津港に係る占用料については、この表によつて算出して得た額の半額とする。
- 2 この表に定めのないもの又はこの表の定めによることが著しく不相当と認めるものについては、類似の区分又は種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 3 占用料の額の算出に当たつては、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 算出の基礎となる期間については、会計年度ごとに区分し、占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
  - (2) 算出の基礎とするこの表に掲げる単位について、単位未満の端数があるとき、又は単位に満たないときは、当該単位まで切り上げる。
  - (3) 1件の占用料の金額に10円（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係る占用料の金額にあつては、1円）未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。